第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第六改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○		○
	第八十一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○			○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○		○
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置 第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置の取付装置	第百六十六号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	第百五十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○			○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第百六十号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	第百六十九号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十八号の自動運行装置	第百五十七号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

別表第二を次のように改める。

別表第二

国及び規則上の国番号		ドイツ連邦共和国	フランス共和国	イタリア共和国	オランダ王国	スウェーデン王国	ベルギー王国	ハンガリー共和国	チェコ共和国	スペイン	セルビア共和国	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	オーストリア共和国	ルクセンブルク大公国	スイス連邦	ノルウェー王国	フィンランド共和国	デンマーク王国	ルーマニア	ポーランド共和国	ポルトガル共和国	ロシア連邦	ギリシャ共和国	アイルランド	クロアチア共和国	スロベニア共和国	スロバキア共和国	ベラルーシ共和国	エストニア共和国	モルドバ共和国	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ラトビア共和国	ブルガリア共和国	カザフスタン共和国	リトアニア共和国	トルコ共和国	アゼルバイジャン共和国	北マケドニア共和国	アンドラ公国	欧州連合	オーストラリア連邦	ウクライナ	南アフリカ共和国	ニュージーランド	キプロス共和国	マルタ共和国	大韓民国	マレーシア	タイ王国	アルバニア共和国	アルメニア共和国	モンテネグロ	サンマリノ共和国	チュニジア共和国	ジョージア	エジプト・アラブ共和国	ナイジェリア連邦共和国	パキスタン	ウガンダ共和国	フィリピン共和国	ベトナム社会主義共和国	キルギス共和国
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	60	62	63	64	65	66	67	68
共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部	規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部について、国土交通大臣が定める国であることを示す。